

## 標準的評価項目・評価基準（改定案）

平成 25 年 3 月 26 日

### 【標準的評価項目・評価基準の位置付け（基本的考え方）】

標準的評価項目・評価基準は、第 35 回研究評価委員会（平成 25 年 3 月 26 日付）~~においてでの意見を踏まえ~~、NEDO により以下のとおり定める（平成〇年〇月〇日決裁）。(本文中の記載例による [1…]、[2…]、[3…]、[4…] が標準的評価項目、それぞれの項目中の(1)…、(2)…が標準的評価基準、それぞれの基準中の…が評価の視点)

ただし、~~評価の視点や「実用化」、「事業化」の定義~~これらの標準的評価項目・評価基準は、~~研究開発プロジェクトの標準的な評価の視点であり、各分科会における評価項目・評価基準は、被評価プロジェクトの性格特徴等に応じて、被評価者と分科会の意見を踏まえ、評価事務局が各分科会において判断すべきものである~~カスタマイズすることができる。

<理由> 標準的評価項目・評価基準は、研究評価委員会での意見を踏まえ、NEDO にて決定すること、また評価の視点等をカスタマイズすることができることを明記。

### 1. 事業の位置付け・必要性について

#### (1) NEDO の事業としての妥当性

- ・ 特定の施策（プログラム）、制度の下で実施する事業の場合、当該施策・制度の目標達成のために寄与しているか。
- ・ 民間活動のみでは改善できないものであること、又は公共性が高いことにより、NEDO の関与が必要とされる事業か。
- ・ 当該事業を実施することによりもたらされる効果が、投じた予算との比較において十分であるか。

#### (2) 事業目的の妥当性

- ・ 内外の技術開発動向、国際競争力の状況、エネルギー需給動向、市場動向、政策動向、国際貢献の可能性等から見て、事業の目的は妥当か。

### 2. 研究開発マネジメントについて

#### (1) 研究開発目標の妥当性

- ・内外の技術動向、市場動向等を踏まえて、戦略的な目標が設定されているか。
- ・~~具体的かつ明確な開発目標を可能な限り定量的に設定しているか。~~
- ・~~目標達成度を測定・判断するための適切な指標が設定されているか。~~
- ・**目標達成度を測定・判断できる具体的かつ明確な開発目標を設定しているか。**

〈理由〉 「可能な限り定量的に」の記述により、必要以上に数値目標の重要性を高く捉える実施者が多く、数値目標さえ達成すれば良いとの誤解を生むことがある。また、数値目標に過度に依存すればプロジェクトの本質的、総合的評価を見誤るとの評価者の意見も多いことから、上記のように変更する。

## (2)研究開発計画の妥当性

- ・目標達成のために妥当なスケジュール、予算（各個別研究テーマ毎の配分を含む）となっているか。
- ・目標達成に必要な要素技術を取り上げているか。
- ・研究開発フローにおける要素技術間の関係、順序は適切か。
- ・継続プロジェクトや長期プロジェクトの場合、技術蓄積を、実用化の観点から絞り込んだうえで活用が図られているか。

## (3)研究開発実施の事業体制の妥当性

- ・真に技術力と事業化能力を有する企業を実施者として選定しているか。
- ・適切な研究開発~~チーム構成での~~実施体制になっており、**指揮命令系統及び責任体制が明確になっているか。**

〈理由〉 実施体制の評価として、指揮命令系統と責任体制が明確になっているか否かの視点が重要であるため、その旨を追記。

- ・研究管理法人を経由する場合、研究管理法人が真に必要な役割を担っているか。
- ・~~全体を統括するプロジェクトリーダー等が選任され、十分に活躍できる環境が整備されているか。~~

〈理由〉 プロジェクトリーダーについては、選任の有無と活躍する環境整備を評価するのではなく、適切なマネジメントを行っている否かを評価することが重要であるため、「2. (4) 研究開発成果の実用

化、事業化に向けたマネジメントの妥当性」に移動。

- ・ 目標達成及び効率的実施のために必要な実施者間の連携 and/or 競争が十分に行われる体制となっているか。また、そのために必要な知的財産取扱（実施者間の情報管理、秘密保持、出願・活用ルール含む）に関する考え方は整備され、適切に運用されているか。

<理由> 実施者間の連携 and/or 競争を促進する方策の一つとして、知的財産の取り扱いの整備、運用が重要な観点であるため追記。

- ・ ~~実用化シナリオに基づき、成果の受け取り手（ユーザー、活用・実用化の想定者等）に対して、関与を求める体制を整えているか。~~

<理由> 本視点は、前段の「研究開発の実施体制」の視点と重複感があること。また、本視点は、「研究成果の受け手を明確にする、いなければ受け手を見つけ関与させる」という取り組みであり、事業化・実用化に繋げる NEDO の具体的なマネジメントを評価する「2. (4) 研究開発成果の実用化、事業化に向けたマネジメントの妥当性」に移動。

#### (4)研究開発成果の実用化、事業化に向けたマネジメントの妥当性

（基礎的・基盤的研究開発及び知的基盤・標準整備等研究開発の場合は、「事業化」を除く）

- ・ 成果の実用化、事業化につなげる戦略が明確になっているか。
- ・ 成果の実用化、事業化シナリオに基づき、成果の活用・実用化の担い手、ユーザーが関与する体制を構築しているか。

<理由> 「2.(3)研究開発実施の事業体制の妥当性」から移動。

- ・ 全体を統括するプロジェクトリーダーが選任されている場合、成果の実用化、事業化シナリオに基づき、適切な研究開発のマネジメントが行われているか。

<理由> 実用化、事業化に向けたマネジメントの具体的対象として、プロジェクトリーダーのマネジメントを評価できるように、視点を追記。

- ・ 成果の実用化、事業化につなげる知財マネジメントの方針知財戦略(オー

ブン/クローズ戦略等)や標準化戦略が明確に示されなっており、かつ妥当なものか。

<理由> 「知財マネジメントの方針」の用語が「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針(平成22年12月策定)」そのものを指すと誤解を避けるため、また記述内容の明確化のため。「3. 研究開発成果について」で知財と標準化の成果を評価していることに対応して、ここにも「標準化戦略」を追加。

#### (5)情勢変化への対応等

- ・ 進捗状況を常に把握し、社会・経済の情勢の変化及び政策・技術動向等に機敏かつ適切に対応しているか。
- ・ ~~計画見直しの方針は一貫しているか(中途半端な計画見直しが研究方針の揺らぎとなっていないか)。計画見直しを適切に実施しているか。~~

<理由> 情勢変化の要因として、他にも技術開発の進捗状況や参加企業の戦略の変更等の要因があるため「等」を追記。また、情勢変化に応じて柔軟に計画を見直すことが、より重要であるため。

### 3. 研究開発成果について

#### (1)目標の達成度目標の達成度と成果の意義

- ・ ~~成果は目標値をクリアしているか。~~成果は目標を達成しているか。
- ・ ~~全体としての目標達成はどの程度か。~~
- ・ 目標未達成の場合、~~目標達成までの課題を把握し、課題解決の方針が明確になっているか。~~達成できなかった原因が明らかで、かつ目標達成までの課題を把握し、この課題解決の方針が明確になっているなど、成果として評価できるか。
- ・ 設定された目標以外に技術的成果があれば付加的に評価する。

#### (2)成果の意義

- ・ 成果は将来的に市場の拡大或いは市場の創造につながることを期待できるか。
- ・ 成果は、他の競合技術と比較して優位性があるか。

<理由> 目標を達成する成果を挙げたとしても、競合技術の進展等によりその成果の意義が失われていれば意味がない。このため、「目標の達成度」

と「成果の意義」を合わせて評価することが適切である。

また、現行の基準で「目標値」としていることは、数値目標を達成すれば良いとの誤解を生むため、「値」を削除。

さらに、目標を達成できなければ直ちに成果がないと評価すべきものではなく、原因が明確となっていれば、次につながるため追記。当初設定した目標以外の成果もあれば評価することも適切であるため追記。また、成果はプロジェクト終了後直ちに市場の拡大にはつなげるものではないため、「将来的に」を追記。

- ・ ~~成果は、世界初あるいは世界最高水準か。~~
- ・ ~~成果は、新たな技術領域を開拓することが期待できるか。~~
- ・ ~~成果は汎用性があるか。~~
- ・ 世界初、世界最高水準、新たな技術領域の開拓、または汎用性のある成果については、将来の産業につながる観点から特に顕著な成果が挙げられている場合は、海外ベンチマークと比較の上で付加的に評価する。

<理由> 世界初、世界最高水準の成果、新たな技術領域の開拓、また成果の汎用性は、実用化とは直接の関係がない。将来の産業につながる観点から評価することが適切であることから、海外ベンチマークとの比較検討の上、顕著な優位性が認められるものを付加的に評価することが適切であるため。

- ・ 投入された予算に見合った成果が得られているか。
- ・ 大学または公的研究機関で企業の開発を支援する取り組みを行った場合には、具体的に企業の取り組みに貢献しているか。

<理由> プロジェクトにおける大学等の役割及び評価基準を明確にするため。

#### ~~(3)~~(2) 知的財産権等の取得及び標準化の取組

- ・ 知的財産権等の取扱（特許や意匠登録出願、著作権や回路配置利用権の登録、品種登録出願、営業機密の管理等）は事業戦略、または実用化計画に沿って国内外に適切に行われているか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、得られた研究開発の成果に基づく国際標準化に向けた提案等の取組が適切に行われているか。

#### ~~(4)~~(3) 成果の普及

- ・論文の発表は、研究内容を踏まえ適切に行われているか。論文等の対外的な発表は、将来の産業につながる観点から戦略的に行われているか。

<理由> 論文等を書くための研究を助長しかねないため。また、プロジェクトの性格に応じ、知財確保に留意しつつ戦略的に論文発表しているものを評価するため。

- ・成果の受取手（ユーザー、活用・実用化の想定者等）成果の活用・実用化の担い手・ユーザー等に対して、適切に成果を普及しているか。また、普及の見通しは立っているか。

<理由> 記述内容の明確化のため。

- ・一般に向けて広く情報発信をしているか。

~~(5)~~(4)成果の最終目標の達成可能性(中間評価のみ設定)

- ・最終目標を達成できる見込みか。
- ・最終目標に向け、課題とその解決の道筋が明確に示され、かつ妥当なものか。

#### 4. ~~実用化、事業化の見通しについて~~実用化、事業化に向けての見通し及び取り組みについて

<理由> 現状も実際には評価しているが、「誰がどのように実用化、事業化に向けて取り組もうとしているのか」を評価することを、被評価者に対してより明確に示すため「取り組み」を追記。

(1)~~成果の実用化可能性~~成果の実用化、事業化の見通し

<理由> 表題に合わせた変更。

- ・産業技術としての見極め（適用可能性の明確化）ができているか。
- ・実用化に向けて課題が明確になっているか。課題解決の方針が明確になっているか。

~~(2)事業化までのシナリオ~~

- ・成果は市場やユーザーのニーズに合致しているか。

~~・NEDO後継プロジェクト、NEDO実用化助成、企業内研究等、プロジェクト終了後の事業化までの道筋は明確か。(事後評価のみ)。~~

<理由> 「4. (2)実用化、事業化に向けた具体的取り組み」で評価するため、ここでは削除。

- ~~・ 市場の規模や成長性、コストダウン、競合技術との比較、導入普及、事業化までの期間、事業化とそれに伴う経済効果等の見通しは立っているか。~~
- ・ 実用化に向けて、競合技術と比較し性能面、コスト面を含み優位性は確保される見通しはあるか。量産化技術が確立される見通しはあるか。
- ・ 事業化した場合に対象となる市場規模や成長性等により経済効果等が見込めるものとなっているか。

<理由> 実用化に向けて競合技術と比較した優位性を評価する視点をより明確化すると共に、実用化に向けて必須の量産化技術確立の見通しの視点が現行の評価基準では抜けているため追記。

- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。

#### (3)波及効果

- ~~・ 成果は関連分野への波及効果(技術的・経済的・社会的)を期待できるものか。~~
- ~~・ プロジェクトの実施自体が当該分野の研究開発や人材育成等を促進するなどの波及効果を生じているか。~~
- ・ プロジェクトの直接の成果ではないが、特に顕著な波及効果(技術的・経済的・社会的効果、人材育成等)がある場合には付加的に評価する

<理由> 現行の評価基準では、波及効果の評価が実用化可能性と並列となっており、評価ウェイトが高すぎる。波及効果の評価が実用化可能性と並列となっていることで、波及効果を無理に説明している実施者も見られる。波及効果は本来の実用化とは関係ないため、顕著なものがあれば付加的に評価することが適切であるため。

#### (2)実用化、事業化に向けた具体的取り組み

- ・ プロジェクト終了後において実用化、事業化に向けて取り組む者が明確

になっているか。また、取り組み計画、事業化までのマイルストーン、事業化する製品・サービス等の具体的な見通し等は立っているか。

<理由> 実施者が実用化、事業化に向けてきちんと取り組もうとしているかを評価するため。

\* 基礎的・基盤的研究開発の場合

#### 4. 実用化の見通しについて実用化に向けての見通し及び取り組みについて

<理由> 現状も実際には評価しているが、「誰がどのように実用化に向けて取り組もうとしているのか」を評価することを、被評価者に対してより明確に示すため「取り組み」を追記。

##### (1) 成果の実用化可能性 成果の実用化の見通し

- ・ ~~実用化イメージ・出口イメージが明確になっているか。~~
- ・ ~~実用化イメージ・出口イメージに基づき、開発の各段階でマイルストーンを明確にしているか。それを踏まえ、引き続き研究開発が行われる見通しは立っているか。~~
- ・ 実用化イメージに基づき、課題及びマイルストーンが明確になっているか。

<理由> 「出口」というのは概念が曖昧であるため、「実用化」のみとする。また、「引き続き研究開発が行われる見通しは立っているか」の視点は重要であるため、4. (2) の評価基準とする。

- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。

##### (2) 波及効果

- ・ ~~成果は関連分野への波及効果（技術的・経済的・社会的）を期待できるものか。~~
- ・ ~~プロジェクトの実施自体が当該分野の研究開発や人材育成等を促進するなどの波及効果を生じているか。~~
- ・ プロジェクトの直接の成果ではないが、特に顕著な波及効果（技術的・経済的・社会的効果、人材育成等）がある場合には付加的に評価する。

<理由> 現行の評価基準では、波及効果の評価が実用化可能性と並列となっ

ており、評価ウェイトが高すぎる。波及効果の評価項目があることで、裏付けの無い波及効果を無理して説明している実施者も見られる。波及効果は本来の実用化とは関係ないため、顕著なものがあれば付加的に評価することが適切であるため。

## (2) 実用化に向けた具体的取り組み

- ・ 成果の実用化に向けて、誰がどのように引き続き研究開発に取り組むのか明確になっているか。

<理由> 実施者が実用化に向けてきちんと取り組もうとしているかを評価するため。

\* 知的基盤・標準整備等の研究開発の場合

### 4. 実用化の見通しについて実用化に向けての見通し及び取り組みについて

<理由> 現状も実際には評価しているが、「誰がどのように実用化に向けて取り組もうとしているのか」を評価することを、被評価者に対してより明確に示すため「取り組み」を追記。

## (1) ~~成果の実用化可能性~~ 成果の実用化の見通し

<理由> 表題に合わせた変更。

- ・ 整備した知的基盤についての利用は実際にあるか、その見通しが得られているか。
- ・ 公共財として知的基盤を供給、維持するための体制は整備されているか、その見込みはあるか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。
- ・ J I S化、標準整備に向けた見通しが得られているか。注) 国内標準に限る
- ・ 一般向け広報は積極的になされているか。

## (2) 波及効果

- ・ ~~成果は関連分野への波及効果（技術的・経済的・社会的）を期待できるものか。~~
- ・ ~~プロジェクトの実施自体が当該分野の研究開発や人材育成等を促進する~~

~~などの波及効果を生じているか。~~

- ・ プロジェクトの直接の成果ではないが、特に顕著な波及効果(技術的・経済的・社会的効果、人材育成等)がある場合には付加的に評価する。

<理由> 現行の評価基準では、波及効果の評価が実用化可能性と並列となっており、評価ウェイトが高すぎる。波及効果の評価項目があることで、波及効果を無理に説明している実施者も見られる。波及効果は本来の実用化とは関係ないため、顕著なものがあれば付加的に評価することが適切であるため。

## (2) 実用化に向けた具体的取り組み

- ・ 成果の実用化に向けて、誰がどのように引き続き研究開発に取り組むのか明確になっているか。

<理由> 実施者が実用化に向けてきちんと取り組もうとしているかを評価するため。

## \* 実用化、事業化の定義

- ・ 「実用化」とは、当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用(顧客への提供等)が開始されること。また、量産化技術が確立されること。
- ・ 「事業化」とは、当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動(売り上げ等)に貢献すること。

但し、被評価プロジェクトはその意図する効果の範囲や時間軸に多様性を有することから、「実用化」、「事業化」の定義は、各プロジェクトの特徴等に応じて、カスタマイズすることができる。

<理由> 標準的な「実用化、事業化の定義」を標準的評価項目・評価基準中に示すとともに、各プロジェクトの特徴等に応じて「実用化、事業化の定義」をカスタマイズできることを明記するため。

## 標準的評価項目・評価基準（改定案）

平成25年3月26日

### 【標準的評価項目・評価基準の位置付け（基本的考え方）】

標準的評価項目・評価基準は、第35回研究評価委員会（平成25年3月26日付）での意見を踏まえ、NEDOにより以下のとおり定める（平成〇年〇月〇日決裁）。（本文中の記載例による□1…、□2…、□3…、□4…が標準的評価項目、それぞれの項目中の(1)…、(2)…が標準的評価基準、それぞれの基準中の…が評価の視点）

ただし、評価の視点や「実用化」、「事業化」の定義は、プロジェクトの特徴等に応じて、被評価者と分科会の意見を踏まえ、評価事務局がカスタマイズすることができる。

### 1. 事業の位置付け・必要性について

#### (1) NEDOの事業としての妥当性

- ・ 特定の施策（プログラム）、制度の下で実施する事業の場合、当該施策・制度の目標達成のために寄与しているか。
- ・ 民間活動のみでは改善できないものであること、又は公共性が高いことにより、NEDOの関与が必要とされる事業か。
- ・ 当該事業を実施することによりもたらされる効果が、投じた予算との比較において十分であるか。

#### (2) 事業目的の妥当性

- ・ 内外の技術開発動向、国際競争力の状況、エネルギー需給動向、市場動向、政策動向、国際貢献の可能性等から見て、事業の目的は妥当か。

### 2. 研究開発マネジメントについて

#### (1) 研究開発目標の妥当性

- ・ 内外の技術動向、市場動向等を踏まえて、戦略的な目標が設定されているか。
- ・ 目標達成度を測定・判断できる具体的かつ明確な開発目標を設定しているか。

## (2)研究開発計画の妥当性

- ・ 目標達成のために妥当なスケジュール、予算（各個別研究テーマ毎の配分を含む）となっているか。
- ・ 目標達成に必要な要素技術を取り上げているか。
- ・ 研究開発フローにおける要素技術間の関係、順序は適切か。
- ・ 継続プロジェクトや長期プロジェクトの場合、技術蓄積を、実用化の観点から絞り込んだうえで活用が図られているか。

## (3)研究開発実施の事業体制の妥当性

- ・ 真に技術力と事業化能力を有する企業を実施者として選定しているか。
- ・ 適切な研究開発実施体制になっており、指揮命令系統及び責任体制が明確になっているか。
- ・ 研究管理法人を経由する場合、研究管理法人が真に必要な役割を担っているか。
- ・ 目標達成及び効率的実施のために必要な実施者間の連携 and/or 競争が十分に行われる体制となっているか。また、そのために必要な知的財産取扱（実施者間の情報管理、秘密保持、出願・活用ルール含む）に関する考え方は整備され、適切に運用されているか。

## (4)研究開発成果の実用化、事業化に向けたマネジメントの妥当性

（基礎的・基盤的研究開発及び知的基盤・標準整備等研究開発の場合は、「事業化」を除く）

- ・ 成果の実用化、事業化につなげる戦略が明確になっているか。
- ・ 成果の実用化、事業化シナリオに基づき、成果の活用・実用化の担い手、ユーザーが関与する体制を構築しているか。
- ・ 全体を統括するプロジェクトリーダーが選任されている場合、成果の実用化、事業化シナリオに基づき、適切な研究開発のマネジメントが行われているか。
- ・ 成果の実用化、事業化につなげる知財戦略(オープン/クローズ戦略等) や標準化戦略が明確になっており、かつ妥当なものか。

## (5)情勢変化への対応等

- ・ 進捗状況を常に把握し、社会・経済の情勢の変化及び政策・技術動向等に機敏かつ適切に対応しているか。

### 3. 研究開発成果について

#### (1) 目標の達成度と成果の意義

- ・ 成果は目標を達成しているか。
- ・ 目標未達成の場合、達成できなかった原因が明らかで、かつ目標達成までの課題を把握し、この課題解決の方針が明確になっているなど、成果として評価できるか。
- ・ 設定された目標以外に技術的成果があれば付加的に評価する。
- ・ 成果は将来的に市場の拡大或いは市場の創造につながることを期待できるか。
- ・ 成果は、他の競合技術と比較して優位性があるか。
- ・ 世界初、世界最高水準、新たな技術領域の開拓、または汎用性のある成果については、将来の産業につながる観点から特に顕著な成果が挙げられている場合は、海外ベンチマークと比較の上で付加的に評価する。
- ・ 投入された予算に見合った成果が得られているか。
- ・ 大学または公的研究機関で企業の開発を支援する取り組みを行った場合には、具体的に企業の取り組みに貢献しているか。

#### (2) 知的財産権等の取得及び標準化の取組

- ・ 知的財産権等の取扱（特許や意匠登録出願、著作権や回路配置利用権の登録、品種登録出願、営業機密の管理等）は事業戦略、または実用化計画に沿って国内外に適切に行われているか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、得られた研究開発の成果に基づく国際標準化に向けた提案等の取組が適切に行われているか。

#### (3) 成果の普及

- ・ 論文等の対外的な発表は、将来の産業につながる観点から戦略的に行われているか。
- ・ 成果の活用・実用化の担い手・ユーザー等に対して、適切に成果を普及しているか。また、普及の見通しは立っているか。
- ・ 一般に向けて広く情報発信をしているか。

#### (4) 成果の最終目標の達成可能性(中間評価のみ設定)

- ・ 最終目標を達成できる見込みか。
- ・ 最終目標に向け、課題とその解決の道筋が明確に示され、かつ妥当なものか。

#### 4. 実用化、事業化に向けての見通し及び取り組みについて

##### (1) 成果の実用化、事業化の見通し

- ・ 産業技術としての見極め（適用可能性の明確化）ができているか。
- ・ 実用化に向けて課題が明確になっているか。課題解決の方針が明確になっているか。
- ・ 成果は市場やユーザーのニーズに合致しているか。
- ・ 実用化に向けて、競合技術と比較し性能面、コスト面を含み優位性は確保される見通しはあるか。量産化技術が確立される見通しはあるか。
- ・ 事業化した場合に対象となる市場規模や成長性等により経済効果等が見込めるものとなっているか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。
- ・ プロジェクトの直接の成果ではないが、特に顕著な波及効果（技術的・経済的・社会的効果、人材育成等）がある場合には付加的に評価する。

##### (2) 実用化、事業化に向けた具体的取り組み

- ・ プロジェクト終了後において実用化、事業化に向けて取り組む者が明確になっているか。また、取り組み計画、事業化までのマイルストーン、事業化する製品・サービス等の具体的な見通し等は立っているか。

\* 基礎的・基盤的研究開発の場合

#### 4. 実用化に向けての見通し及び取り組みについて

##### (1) 成果の実用化の見通し

- ・ 実用化イメージに基づき、課題及びマイルストーンが明確になっているか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。
- ・ プロジェクトの直接の成果ではないが、特に顕著な波及効果（技術的・経済的・社会的効果、人材育成等）がある場合には付加的に評価する。

##### (2) 実用化に向けた具体的取り組み

- ・ 成果の実用化に向けて、誰がどのように引き続き研究開発に取り組むのか明確になっているか。

\* 知的基盤・標準整備等の研究開発の場合

4. 実用化に向けての見通し及び取り組みについて

(1) 成果の実用化の見通し

- ・ 整備した知的基盤についての利用は実際にあるか、その見通しが得られているか。
- ・ 公共財として知的基盤を供給、維持するための体制は整備されているか、その見込みはあるか。
- ・ 国際標準化に関する事項が計画されている場合、国際規格化等、標準整備に向けた見通しが得られているか。
- ・ J I S化、標準整備に向けた見通しが得られているか。注) 国内標準に限る
- ・ 一般向け広報は積極的になされているか。
- ・ プロジェクトの直接の成果ではないが、特に顕著な波及効果(技術的・経済的・社会的効果、人材育成等)がある場合には付加的に評価する。

(2) 実用化に向けた具体的取り組み

- ・ 成果の実用化に向けて、誰がどのように引き続き研究開発に取り組むのか明確になっているか。

\* 実用化、事業化の定義

- ・ 「実用化」とは、当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用(顧客への提供等)が開始されること。また、量産化技術が確立されること。
- ・ 「事業化」とは、当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動(売り上げ等)に貢献すること。

但し、被評価プロジェクトはその意図する効果の範囲や時間軸に多様性を有することから、「実用化」、「事業化」の定義は、各プロジェクトの特徴等に応じて、カスタマイズすることができる。